

受動喫煙防止対策強化検討チームの開催について

平成 28 年 1 月 25 日
2020年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会関係府省庁連絡会議議長決定

1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、受動喫煙防止対策強化検討チーム（以下「検討チーム」という。）を開催する。

2 検討チームの構成は、次のとおりとする。ただし、座長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣官房副長官（事務）
副座長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	厚生労働事務次官 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 財務省理財局長 スポーツ庁次長 厚生労働省健康局長 厚生労働省労働基準局安全衛生部長 農林水産省食料産業局長 経済産業省商務情報政策局長 国土交通省総合政策局長
オブザーバー	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長 東京都福祉保健局長 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長

3 検討チームは、必要に応じ、ワーキンググループを開催することができる。ワーキンググループの構成員は、関係行政機関の職員で座長の指名する官職にある者とする。

4 検討チームの庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループ構成員の指名について

平成 28 年 1 月 25 日
受動喫煙防止対策強化検討チーム座長決定

受動喫煙防止対策強化検討チームの開催について（平成28年1月25日2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議議長決定）第3項の規定に基づき、受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループの構成員を以下のとおり指名する。

議長	厚生労働省健康局健康課長
構成員	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付） 財務省理財局たばこ塩事業室長 スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課長 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課長 経済産業省商務情報政策局サービス政策課長 国土交通省総合政策局安心生活政策課長
オブザーバー	東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会準備部運営担当課長 東京都福祉保健局総務部企画政策課長 東京都福祉保健局保健政策部健康推進課長 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会大会準備運営第一局大会計画部医事課長 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会大会準備運営第二局会場マネジメント部会場管理課長

論点（案）

○受動喫煙防止措置の対象とする施設・区域の範囲

○施設類型ごとに施設管理者等が行うべき受動喫煙防止措置

○規制を担保するための措置

- ・施設管理者等に対する措置
- ・喫煙者本人に対する措置

○その他